

## 新たな歳出区分に基づく調査（案）

### 1. 新たな歳出区分の考え方

第3回検討会の際に暫定的に示した359の歳出小区分、47の歳出中区分、8の歳出大区分について、事務局において現行の決算統計との関係等を精査した結果、371の暫定的な歳出小区分を設定することとしたい。

なお、371の暫定的な歳出小区分のうち、192の区分については、平成23年度決算から実施している『「社会保障施策に要する経費」に関する調査』において把握している項目と同じものとしている。

#### <論点>

- 既存の決算統計の目的別大区分・中区分については、地方自治法令において設定されている歳出区分と基本的に一致しているものであり、地方公共団体の事務負担等も踏まえ、平成29年度決算調査においては、既存の目的別大区分・中区分の下に、新たに目的別歳出小区分を設定することとしてはどうか。

※ これまでの検討会で議論したイメージについては、「見える化」に当たっての歳出区分案として活用できないか。

- 371の暫定的な歳出小区分のうち、平成30年度決算調査以降も継続して把握の対象とする歳出小区分については、以下の観点から選ぶこととしてはどうか。

【観点1】社会保障経費の192の区分を含む371の歳出小区分のうち、以下のメルクマールをいずれも満たすもの

- ① 規模が大きな経費（暫定的な歳出小区分のうち、決算額が上位200【P】の経費）
- ② 多くの地方公共団体において計上している経費（75%【P】以上の地方公共団体が計上している経費）

⇒ 142の歳出小区分【P】

【観点2】政策的な見地から把握する必要性が高い経費

## 2. 新たな歳出区分に関して調査する内容

平成29年度決算調査に当たっては、前回までの検討会での議論を踏まえ、決算額と合わせて以下の情報を把握することとしたい。

- (1) 各歳出小区分に対応する関係法律
- (2) 貸付金を始めとする性質別経費の内訳

## 3. 調査の記載要領の作成に当たって留意すべき事項

平成29年度決算調査の記載要領においては、前回までの検討会での議論を踏まえ、調査の対象となる地方単独事業と補助事業の区分の考え方、複数の事業の実施において共通して支出している事務費計上方法について、それぞれ以下のとおり記載することとしたい。

(記載要領のイメージ 抜粋)

### 【調査の対象となる地方単独事業について】

- 市町村の単独事業費と補助事業費の区分に関する基本的な考え方は以下のとおりである。
  - ア 単独事業費に計上するもの
    - A：市町村が国庫支出金を財源とせずに行う事業の経費
    - B：市町村が直接又は都道府県を通じて交付を受ける国庫支出金を財源として行う事業に対して国庫補助対象経費を超えて支出する経費
  - イ 補助事業費に計上するもの
    - C：市町村が直接又は都道府県を通じて交付を受ける国庫支出金を財源として行う事業の経費

### 【複数の事業の実施において共通的に利用している事務費の扱い】

- 各歳出小区分への決算額の計上に当たり、複数の事業の実施において共通して支出している事務費等の計上については、以下のような計上方法により、事業の実態に即して適切に計上されたい。
  - ・各事業の決算額により按分して計上
  - ・当該事務費が最も多く使われている事業が含まれている歳出小区分に一括して計上
  - ・複合的な施設の管理費を面積により按分して計上
  - ・(上記によって按分することが妥当ではない場合)「その他〇〇費」に決算額を計上

#### 4. 調査に合わせて各地方公共団体に意見照会する事項

平成29年度決算調査に合わせ、前回までの検討会での議論を踏まえ、各地方公共団体に対して、平成30年度決算調査に向けての課題や改善点に関し、以下の事項について意見照会することとしたい。

- (1) 調査表や記載要領の改善点
  - ・例えば、調査表に追記すべき関係法律がないか
- (2) 各地方公共団体における決算統計システム改修を含めた事務負担の見通しや対応に必要となる期間等
- (3) 「見える化」によって他団体比較を行う必要のある経費（歳出小区分を設定して把握したい経費）
- (4) 「その他〇〇費」に計上した経費のうち、各区分において最も規模が大きい事業
- (5) 各団体における「見える化」の活用案
- (6) 歳出小区分のうち、複数の目的別大区分・中区分の下に設定するものについて、今後、計上すべき目的別大区分・中区分を全国的に統一することとした場合の不都合の有無
  - (例) 「乳幼児医療費助成」について、今回の調査（平成29年度決算調査）では「民生費－児童福祉費」と「衛生費－保健衛生費」の下に設定しているが、少子化対策の観点から、「民生費－児童福祉費」に計上先を統一する場合